

## 愛知県立大学長久手キャンパス体育施設利用規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県立大学長久手キャンパス体育施設（以下「体育施設」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(施設)

第2条 この規程において利用できる施設は、次に掲げるものをいう。

- (1) 体育館
- (2) プール
- (3) 弓道場
- (4) テニスコート
- (5) 第1グラウンド
- (6) 第2グラウンド

(利用者の範囲)

第3条 体育施設を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 愛知県立大学の教職員及び学生
  - (2) その他学長が適当と認めた者
- 2 学外利用者については、別に定める。

(利用時間及び休業日)

第4条 体育施設の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。

ただし、プールの利用時間及び休業日に関しては、学長が別に定める。

- (1) 利用時間は、平日は午前9時から午後9時00分まで、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は午前9時から午後6時までとする。
  - (2) 休業日は、12月29日から翌年の1月3日及び学長が必要と認める日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、特別の利用を認めることができる。

(利用の許可)

第5条 体育施設を利用する者は、入試・学生支援センター長の許可を受けなければならない。

- 2 利用の許可を受けた者が、利用の取り消し又は利用の内容を変更するときは、速やかに入試・学生支援センター長に申し出るとともに新たに許可を受けなければならない。

(利用許可の取消)

第6条 利用者が利用目的以外に利用し、又は許可条件等に違反した場合には、許可を取り消すことができる。

2 学長が、施設の管理運営上支障があると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(利用者の義務)

第7条 体育施設を利用する者は、事故防止に努めるとともに、別に定める「体育施設利用心得」を守らなければならない。

2 プールの利用に関しては、別に心得を定める。

(損害賠償)

第8条 体育施設を利用する者が、故意又は重大な過失により施設、設備、備品等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 この規程の第2条第2号のプールについては、当分の間、別紙「サークル活動におけるプール利用方法について」により運用するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、体育施設の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年7月29日から施行する。

2 この規程は、平成26年7月29日前になされた許可については、従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。